

第2章 検討テーマ別の現状と課題・方向性について

ここでは、第1章で掲げた検討テーマごとに、本市における取組状況を整理し、今後の取組を見据え検討会議に提示した論点を示した。

また、検討会議における委員からの意見を整理し、委員意見を踏まえテーマごとの今後の本市の取組の方向性について整理を行った。なお、検討会議では、各論点ごとに議論せず、一括で議論を行ったため、触れられていない論点もある。

1. 高齢期の住まいと住まい方

(1) 課題認識と本市の取組状況

(高齢期の住まいと住まい方に関する現状と課題認識)

○高齢化とともに、高齢単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加が見込まれている。

また、認知症や医療的ケアが必要な方の増加が、今後も見込まれている。こうした中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保等が必要となっている。

○高齢等により、住宅の確保が難しい方が増加していることから、セーフティネットとして、住宅施策と福祉施策が連携した居住支援協議会の取組を不動産関係団体や各種支援団体等と連携して推進していく必要がある。住まいの確保を行うのみならず、住まいへの円滑な入居の支援や、入居後の安定した生活に向けた一定の支援、医療・介護の充実が求められている。

○高齢者実態調査において、高齢者の今後の暮らし方の意向を見てみると「自宅で暮らしたい」と考える割合が高く、特に、要介護者等は一般高齢者よりも「主に家族の介護を受けながら、自宅で暮らしたい」と考える割合が高くなっている。高齢者が自宅で継続的に居住できるようにするために、ハード面としては、住宅の断熱化やバリアフリー化等の住宅の質の向上に向けた取組により、良質な住宅ストックを形成することが必要となっている。

○また、ソフト面として、本人の状態像に合わせた適切な介護サービス基盤等の整備が必要となる。そのためには、地域の住民レベルでの見守り活動等のネットワークづくりとともに、専門多職種によるネットワークづくりを推進し、医療と介護の連携をさらに推進していくことが必要となっている。

(高齢期の住まいと住まい方に関する本市の取組状況)

○本市では、大きく分類すると、「高齢者向け施設・住まいの整備」「住宅確保要配慮者への支援」「高齢者の安定居住に向けた住宅の質の向上」「本人の状態に応じた住まいの選択ができるための支援」「在宅で暮らし続けられる生活支援・在宅ケアの提供体制」等をそれぞれ進めている。

○高齢者向け施設・住まいの整備としては、高齢者を含めた誰もが役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自宅等自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられる仕組みづくりが求められており、高齢者の身体状況・費用から施設・住まいの類型を整理した上で、整備を進めている（図6、表3）。地域包括ケアシステムの構築に向けた居住基盤としての住宅の整備や、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を推進している。

図6 高齢者の施設・住まいのイメージ

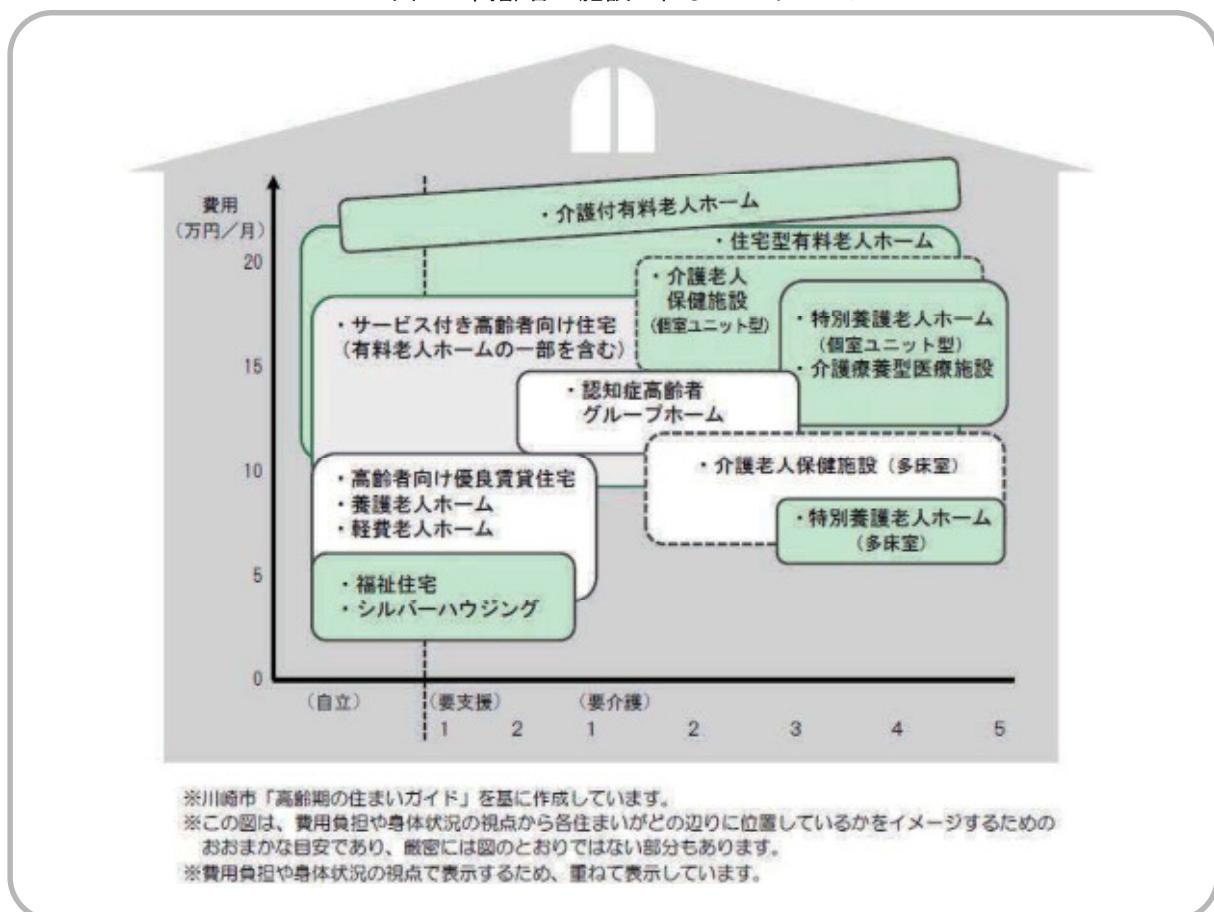


表3 川崎市における高齢者の施設・住まい

	住まい種別	概要	戸数、定員数
1	持ち家	-	
2	賃貸住宅	-	
3	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造で、ケアの専門家による生活相談や、24時間の安否確認が提供される住宅。居室の床面積は25m ² 以上で、原則居室内に洗面所、水洗トイレ、キッチン、浴室などを設置	1,671
4	高齢者向け優良賃貸住宅	家賃補助を受けられる公的賃貸住宅で、土地所有者などが建設した高齢者向けの良質な住宅を、川崎市住宅供給公社等が受託管理し、一定期間、公的賃貸住宅とするもの。ひとり暮らし・夫婦世帯の高齢者が安全に安心して居住できるように、バリアフリー化し、緊急通報システムや生活相談サービスを備えた賃貸住宅	417
5	シルバーハウジング	高齢者向け市営住宅で、高齢者が安心して生活が送れるよう、段差の解消、手すり、エレベーターの設置など、入居者の利便性や安全性に配慮したバリアフリーの高齢者用住宅。入居者のふれあいを深めるため団らん室を設けたり、生活援助員や生活相談員等を派遣し、入居者へ日常の生活支援や安否確認サービス等の提供を行う。	1,193
6	福祉住宅	民間アパートの取り壊し、建替え等により、立ち退き要求を受け、住宅確保に困窮しているひとり暮らし高齢者に、本市で借り上げているバリアフリーの単身高齢者用住宅を提供するもの。また、入居者のふれあいを深めるための団らん室を設けたり、生活相談員等を派遣し、入居者の日常の生活支援や相談に応じる。	108
7	認知症グループホーム	比較的安定している認知症の要支援2・要介護の方が、共同生活中で入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けられる。	1,837
8	軽費老人ホーム (ケアハウス)	比較的低額な料金で高齢者に住まいを提供し、食事等の日常生活上必要なサービスを提供する軽費老人ホームの一つ。家族と同居できない事情がある方を対象に食事や生活相談等のサービスを提供し、自立した生活が確保できるよう、原則個室で必要な支援を行う施設	264
9	養護老人ホーム	原則として65歳以上で、環境上及び経済的な理由により、自宅で養護を受けながら生活することが難しい方を対象に、適切な生活支援を行い、自立した生活を送っていただくための公的福祉施設	190
10	有料老人ホーム (介護付)	入居者に介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事及び健康管理等のサービスが提供される有料老人ホームのうち、介護保険が使用できる住まい。要介護状態となった方は、上記のサービスに加え、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のサポート、機能訓練・療養上のケア等の介護保険サービスが受けられる。	7,304
11	有料老人ホーム (住宅型)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの住まいで、介護が必要になった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら生活を継続することができる。	1,834
12	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難になった寝たきりや認知症の重度者を受け入れる役割を担う施設	4,444
13	介護老人保健施設	医療と生活の場を結びつけ、病状が安定した状態にある要介護者が、慢性期医療とリハビリテーションによって在宅への復帰をめざすための施設	2,281

※平成28年度時点（第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から作成）

○居住支援については、平成28年に政令市では5番目に居住支援協議会を設立する等、先進的に取組を進めてきた（図7）。居住支援協議会の適正な運用により、民間賃貸住宅を活用した住まいの確保や、入居・生活支援サービスの仕組みの構築及び家主の不安解消に向けた取組等を、既存の居住支援制度と併せて実施している。

図7 本市が取り組む居住支援施策（第2回検討会議 落合委員発表資料）

川崎市が先進的に取り組んだ居住支援施策

平成12年4月 川崎市居住支援制度 民間賃貸住宅への入居支援
平成26年度～28年度 地域善隣事業への取組

厚生労働省「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」
「生活基盤としての住まい」の確保と、「本人のライフスタイルに合った住まい方」の実現
NPO法人楽、やまと企業組合が、幸区で、不動産事業者と連携

平成27年3月 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン策定

平成28年6月 川崎市居住支援協議会設立（政令市で5番目）

事務局：川崎市住宅まちづくり局住宅整備推進課・川崎市住宅供給公社

入居支援体制の整備（すまいの相談窓口）

- ・川崎市住宅供給公社に設置
- ・高齢者住まい・住み替え相談、空き家相談、その他（リフォーム等）相談等を実施。
- ・**住宅確保要配慮者の入居支援体制を強化**
～居住支援協議会構成員（府内福祉部局・居住支援団体・不動産団体）に加え、区役所、地域包括支援センター、だいJOBセンター等、地域の福祉機関等とも連携
- ・相談件数が、2019年4月～6月の3か月で120件に（昨年同期の倍増）

活発なワーキング（成果物の例）



○今後については、介護サービス基盤の着実な整備とともに、住まい・まちづくり施策について、川崎市住宅政策審議会にて「地域が住まいを支える、住まいが地域を支える」施策イメージを整理している（図8）。

図8 「地域が住まいを支える、住まいが地域を支える」施策イメージ
(第2回検討会議 落合委員発表資料)



○高齢期の住まいと住まい方に関する本市の主な事務事業の取組状況を表4に示した。

表4 高齢期の住まいと住まい方に関する本市の主な事務事業の取組状況

事務事業名	事業の概要	事業内容	事業目標		
			H3.0	H3.1	H3.2
高齢者等に適した住宅供給推進事業	川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに対応した住宅の供給推進に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者居住安定確保計画に基づく高齢者の住まいに関する施策の推進 ・サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅の供給促進 ・多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給に向けた取組の推進 等	<ul style="list-style-type: none"> ・取組推進、進行管理 ・誘導・指導監査による供給促進 ・モデル事業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定に向けた検討 	・計画改定
住情報提供推進事業	総合的な住宅相談窓口の運営や地域の担い手と住まいに関する取組を連携して進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住み替えや空き家の利活用等に関する相談体制の充実 ・住宅リフォームやマンション管理に関する相談体制の充実 ・住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 100件以上 ・相談件数 700件以上 ・講習会・セミナー参加者 100名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証 	・検証
介護サービスの基盤整備事業	多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実など、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの整備 ・特別養護老人ホームへの入居申込の仕組みの再構築 ・認知症高齢者グループホームの整備 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 ・(看護) 小規模多機能型居宅介護の整備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・開所122床 ・迅速な入居につながるシステムの開発等 	<ul style="list-style-type: none"> ・開所238床 ・新たな入居申込制度の運用 	・開所230床
居住支援協議会の運営	高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携によりに入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会による入居・生活支援の促進 ・居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化 	・継続実施		

(2) 議論における整理

(検討会議での議論のポイント)

○まず、検討会議での議論にあたり、前述の現状を踏まえて、議論のポイントとして次の4点を掲げた。

○ 1点目としては、中重度者に対して、在宅でケアを受けながら住み続けるための仕組みづくりを基本としながら、ケアの必要度に応じた住まいの確保を進めることが重要だと考えられる。こうした中で、本市では、介護が必要な高齢者向けの有料老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備とともに、在宅での暮らしを支える小規模多機能型居宅介護、24 時間対応型訪問介護看護等の着実な整備を目指している。さらに、サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地誘導とともに、新たな高齢者向けの住宅¹の可能性について検討を進めているところであ

¹ 第9次川崎市住宅政策審議会答申（令和元年6月）で示された考え方。既存制度の枠組みにとらわれない、

る。こうしたことから、今後の中重度者に対する住まいのあり方について議論をしていただきたいとした。

○2点目としては、住宅の確保が困難な、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民間事業者による居住支援の取組が進められているとともに、本市においては居住支援協議会を推進している。また、生活困窮者の支援のフレームでは、だい JOB センター²等を通じて住宅確保を含めた支援を行っている。こうしたことから、今後、福祉施策と住宅施策でより緊密な連携を図って取組を進めるには、どのような取組が考えられるか議論をしていただきたいとした。

○3点目としては、高齢者が、あらかじめ様々な住まいの選択肢を知ることで、自宅の改修等による在宅生活の継続を含めた、ケアの必要性に応じた住まいへの円滑な住み替えに結び付くことが考えられる。本市では、福祉部局と住宅部局で、「高齢期の住まいガイド」等を作成しているところであるが、幅広い選択肢を知ってもらうためのより適切な情報提供、高齢者の個々の状況を踏まえた住まいのコーディネート機能についてどのように考えたら良いか議論をしていただきたいとした。

○4点目としては、これまでの3点を含めた総論的な論点になるが、高齢者の自立を保持しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みを構築していくために、「住まいと住まい方」という視点で、今後取組を進めていく上で、行政としてどのような点に留意することが必要と考えられるか議論をしていただきたいとした。

(主な委員意見)

○第2回検討会議において、議論のポイントを示し、委員から意見を頂いた。主な委員意見を表5に示した。

地域の介護・医療サービスと連携（併せて見守りや生活相談等のサービス提供も想定）した、数戸単位でも展開可能な川崎独自の事業モデル（既存の賃貸住宅、ワンルームマンションの活用等）。

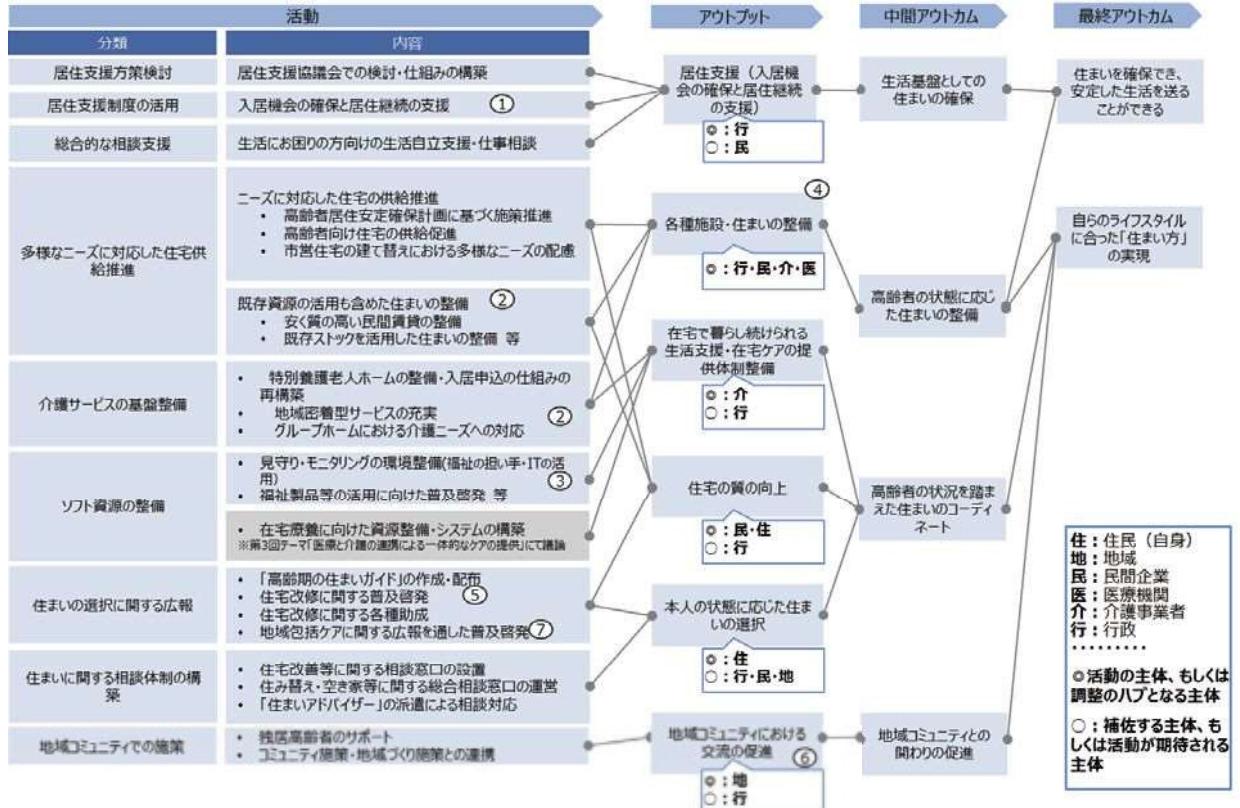
² 川崎市生活自立・仕事相談センター。経済的な問題だけでなく、心の問題、家庭の問題、健康上の問題、法律に関する問題等さまざまな課題を抱えた方の無料の相談窓口。

表5 「高齢期の住まいと住まい方」に関する委員意見

- ① 居住支援においては、入居後の居住継続に対する支援が重要ではないか。
- ・ 居住支援を行っていると、住まいが決まるまで以上に転居後の支援が重要であると感じている。
 - ・ 住まいの問題を抱える方は人間関係や生活に困難を抱えている方も多く、本人との関係性構築等も含めた多様な支援が必要である。一人ひとりの状況に応じた支援が求められているのではないか。
 - ・ 借家に居住する高齢者に対しての支援としては、入居後の居住継続を支える担い手（居住支援法人）の充実が今後必要なのではないか。
- ② 今後、高齢化に伴い、より多様なニーズが想定されることから、既存資源の活用も含めた新たな住まいの整備のあり方を検討する必要があるのではないか。
- ・ 既存ストックを活用した新しい住まいのあり方として、①軽装備（見守り程度）の低廉な安心の住まい、②病院等から在宅に戻るための一時的な（または中間的な）住まい、③身近な地域でターミナルを支える住まいを提案したい。
 - ・ 高齢者の施設・サ高住への入居者割合は7%程度であり、多くの人はこれまでの住まいに暮らしている。そのような人たちが身体的・認知機能的に低下し始め、転居した方が社会資源にアクセスしやすいという状態になったとき、一気に福祉の受け皿へとはいえないのではないか。空き家の活用を含めて、安くて質の良い民間賃貸が多数供給されることが重要ではないか。
 - ・ 地域で上手に暮らせない人は要介護者だけではない。例えば精神障害者のグループホームにおいても、今後は高齢化に伴い介護力が求められる。精神障害者の高齢化を考えた際に、特別養護老人ホームだけでなく、多様な受け皿を考える必要があるのではないか。
- ③ 各種住まいにおいて、高齢化に伴う支援ニーズに対応するためのソフト資源の整備が重要となるが、人手不足が見込まれる中、IT等の活用も検討していくべきではないか。
- ・ 市営住宅の超高齢化に対して、住宅管理の延長ができる見守りには限界があるのではないか。福祉の担い手との連携による効果的な見守り方法があるのではないか。
 - ・ 中重度の方・認知症の方等の対応にあたっては、ハードだけでなく、ソフト資源が重要となる。人手不足が見込まれる中で、人ではない資源での対応を考える必要がある。具体例として、排せつ回数・排泄物で体調確認する仕組み、睡眠状況のモニタリング等が導入可能となってきている。何かが起きたらではなく、予防的な観点でモニタリングしていく必要がある。本人が望む・望まないはあるが、今後の選択肢としては考え得るのではないか。
- ④ 住宅政策における考え方として、住宅供給に対する行政の役割を改めて定義するとともに、都市計画等の関連する施策と連携の上で考えていく必要があるのではないか。
- ・ 住宅供給のベースを民間市場とするのか、社会保障として考えるのか。我が国の住宅政策を改めて見直すタイミングもあるのではないか。
 - ・ 住宅環境が良くなても、住宅から地域資源までのアクセシビリティが問題となることもある。住宅政策だけでなく、都市計画と連携の上で考えていくことが重要である。
- ⑤ 住宅改修に関する広報は、普及啓発を行う時期やその方法について、対象者の実態に沿ったコミュニケーションの工夫を図っていくべきではないか。
- ・ 持ち家の高齢者に対しての支援としては、資力・体力のあるプレシニア・アクティブシニア期に対する、改修等の情報提供を更に進める必要がある。加えて、「終活」の一環として、住宅資産の活用方法についても情報提供を行ってはどうか。そのような情報は、福祉部局からの投げかけの方が受け止めやすいのではないか。
- ⑥ あるべき「住まい方」の実現に向けて、地域コミュニティとの関わりを促進していくべきではないか。
- ・ 団地に集いの場が出来ると交流が生まれ、さらに若い人が参加すると大きく雰囲気が変わる。交流が団地の連帯感につながり、生活の質にもつながっていると感じる。このような仕掛けを広く展開できると良いのではないか。
 - ・ 外来受診者の中に、現時点で要介護状態ではないが、80歳代後半等で社会から孤立して生活している高齢者を多く見かける。自立心が強く、訪問介護等で他人が入ることを嫌がる。家族のしがらみ等で簡単に財産処理できない。このような高齢者は潜在的に多く存在しているのではないか。

- ⑦ 「住まい」は住民の地域包括ケアの実現に向けた土台となるため、広報内容においてその内容をより反映させるべきではないか。
- 「住まい」を整備することで住民が前向きに暮らすことができるため、「住まい」の議論内容をもっと広報媒体に反映させるのが良いのではないか。

図9 高齢期の住まいと住まい方に関する施策の現状整理と委員意見



(3) 高齢期の住まいと住まい方に関する取組の課題と方向性

○本市における今後の高齢期の住まいと住まい方に関する取組の課題と方向性については、検討会議での議論を踏まえ、アウトプット項目から抽出・分類を行い、(ア)居住支援、(イ)施設・住まいの整備、(ウ)介護サービスの整備、(エ)自宅で暮らし続けるための環境整備、(オ)コミュニティ施策との連携等に分けられると考えた。

○まず、(ア)居住支援としては、住まいの確保に対する支援だけでなく、入居後の居住継続も含めた支援を行うことが重要であることが明らかになりつつあると考えられる。

○次に、(イ)施設・住まいの整備としては、今後、高齢化に伴い、より多様なニーズが想定されることから、既存資源の活用も含めた新たな住まいの整備について、一層の検討を進めることが重要と考えられる。また、住宅から地域資源までのアクセシビリティが問題となることもあるため、地域性や立地等を考慮することが重要と考えられる。

○(ウ)介護サービスの整備としては、各種住まいにおいて、ハード資源のみならず、支援ニーズに対応するソフト資源の整備が重要となるが、人手不足が見込まれる中では、中長期的には、ITの活用についても検討を行うことが重要であると考えられる。

○(エ)自宅で暮らし続けるための環境整備としては、住宅改修等による在宅生活の継続を含めた状態に応じた住まいへの居住を実現するためには、普及啓発を行う時期やその方法について、対象者の実態に沿ったコミュニケーションの工夫を図ることが重要であると考えられる。

○(オ)コミュニティ施策との連携としては、るべき「住まい方」の実現に向けて、住まい内での交流等、地域コミュニティとの関わりを促進していくことが重要になるとと考えられるため、コミュニティ施策との連携を推進していく。

○全体を通じては、地域包括ケアにおける「住まい」の考え方は、住民の地域包括ケアの実現に向けた土台となるため、地域包括ケアの普及啓発の中でその内容をより反映させることを軸に施策を推進していく必要があると考えられる。

2. 介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍

(1) 課題認識と本市の取組状況

(介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍に関する現状と課題認識)

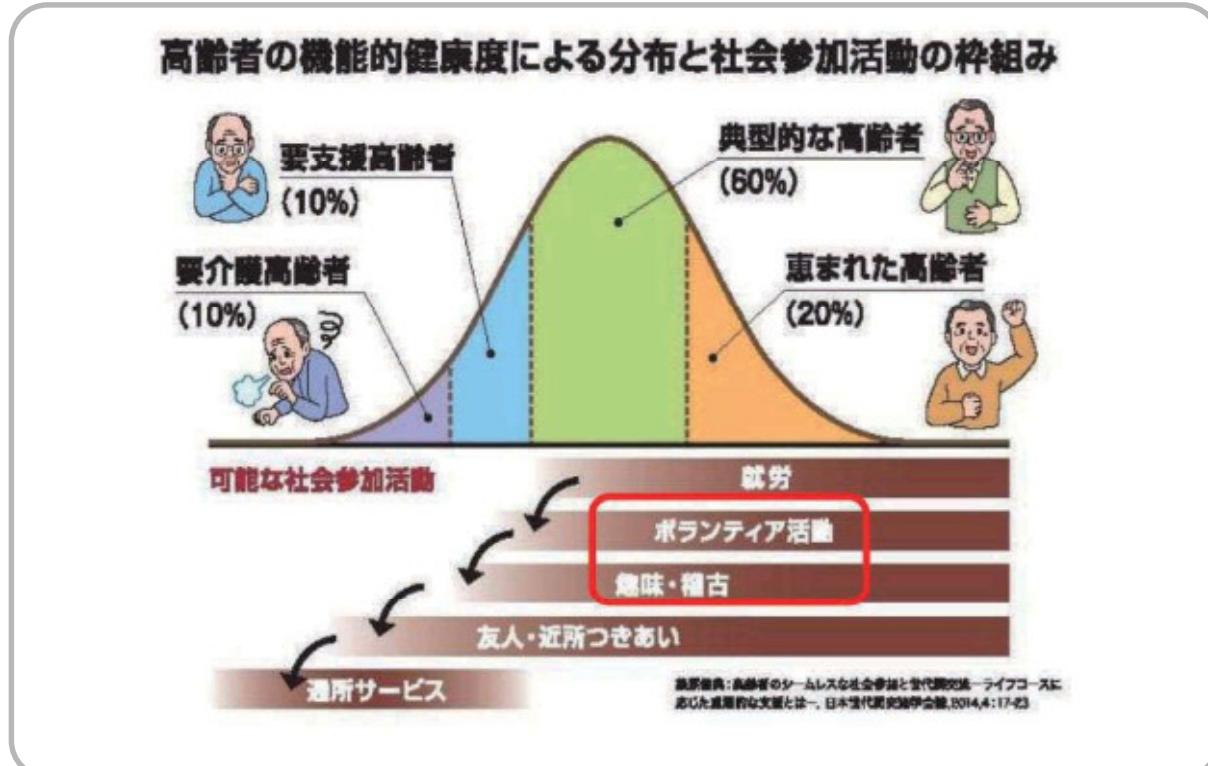
○今後も高齢化が進行するとともに、75歳以上の後期高齢者が増加する中で、要介護・要支援者の増加が見込まれている。こうした中で、自立した生活の維持に向けて、いきがいや介護予防、閉じこもり防止に向けた取組を進めるとともに、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割による「互助」を支える仕組みづくりを進めていく必要がある。

○人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸に向けた取組が今後ますます重要となる。高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、高齢者一人ひとりに対しきめ細やかな保健事業と介護予防を実施することの重要性が高まっており、国においても検討が進められている。

○身近なところで活動できる場所の確保が求められている等、地域の担い手づくりと通いの場の充実が求められており、こうした視点を踏まえた社会参加型の介護予防の推進が必要とされている。

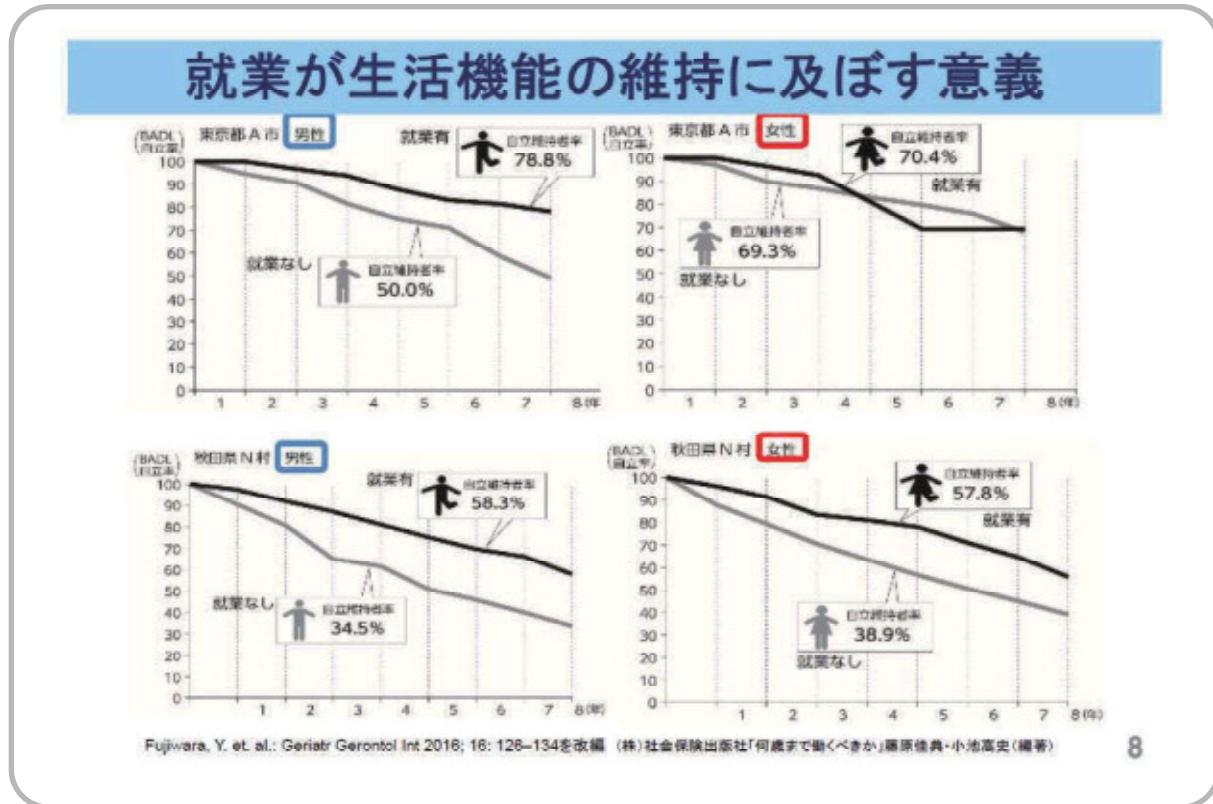
○高齢者が身体機能に応じて可能な社会参加活動を行い、身体機能が変化した際にもシームレスに社会とのつながりを維持できる仕組みが必要とされている（図10）。

図10 高齢者の機能的健康度による分布と社会参加活動の枠組み（第2回検討会議 藤原氏発表資料）



- 就労が生活機能の維持に及ぼす意義が明らかになってきている（図 11）。就労を継続したい高齢者が増加しており、高齢者の状態に応じた就労機会の確保が必要となっている。

図 11 就労が生活機能の維持に及ぼす意義（第2回検討会議 藤原氏発表資料）



- 家族の支援が見込めない一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、こうした方への生活支援の必要性が増している。

(介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍に関する本市の取組状況)

- 本市では、大きく分類すると、「主体的な健康づくり・介護予防につながる普及啓発の実施」「身近で多様な居場所の充実」「いきがいづくり・社会参加の促進」「早期発見及び予防的な介入の強化」「重症化予防に資するサービス等の充実」等をそれぞれ進めている。

- 主体的な健康づくり・介護予防につながる普及啓発の実施としては、「介護予防の認知度」「生活習慣病予防の情報源がある人の割合」等を指標としながら、イベント・講演会の開催等の取組を行っている。

○身近で多様な居場所の充実としては、「住民主体の通いの場に参加する高齢者の数」等を指標としながら、自主活動グループの立ち上げや活動支援、老人クラブ支援、地域カフェ等のネットワークづくり等の取組を行っている。

○いきがいづくり・社会参加の促進としては、「生活に『はり』や『楽しみ』を感じている人の割合」「ほぼ毎日外出している高齢者の割合」等を指標としながら、健康づくりボランティア養成及び活動支援、いきいきリーダー養成、地域活動紹介等の取組を行っている。

○早期発見及び予防的な介入の強化としては、「介護予防の認知度」「生活習慣病予防の情報源がある人の割合」等を指標としながら、個別健康教育、個別相談支援、各種健（検）診、一人暮らし等高齢者見守り事業等の取組を行っている。

○重症化予防に資するサービス等の充実としては、「地域包括支援センターの事業評価(介護予防ケアマネジメント)」等を指標としながら、生活習慣病重症化予防事業、介護予防ケアマネジメント等の取組を行っている。

○介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍に関する本市の主な事務事業の取組状況を表6に示した。

表6 介護予防と共に支え合う地域づくりに関する本市の主な事務事業の取組状況

事務事業名	事業の概要	事業内容	事業目標		
			H30	H31	H32
健康づくり事業	市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進。	・「第2期かわさき健康づくり21」に基づく取組の実施 ・若い世代の健康づくりの取組の実施	・様々な主体と連携した取組の実施		
介護予防事業	高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進める。	・地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施 ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 ・自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	・要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施等 ・要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポートー」の養成 ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ・介護予防のための体制教室や講座を通じた介護予防の普及啓発		
地域支え合い推進事業 (生活支援体制整備事業)	多様な主体と連携した地域づくりの取組を推進する。	・地域マネジメントの取組による地域資源の把握・人材の育成・場づくりの推進 ・生活支援コーディネーターの配置			・小地域におけるモデル事業
生涯現役対策事業	高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、いきがいづくりを支援する。	・シニアパワーアップ推進事業の実施 ・ねんりんピックへの選手派遣 ・介護予防いきいき大作戦の推進 ・敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施	・講演会開催等 ・20種目約140名 ・講演会開催・継続実施	・21種目約150名	・21種目約150名
生活習慣病予防対策事業	生活習慣に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図る。	・生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援 ・若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施 ・効果的な普及啓発の実施 ・生活習慣病重症化予防の取組の実施	・様々な主体と連携した取組の推進 ・関係機関や企業と連携した取組の実施 ・企業等と連携したイベントや広報等の実施 ・ハイリスク者に対する働きかけの実施		

(2) 議論における整理

(検討会議での議論のポイント)

○まず、検討会議での議論にあたり、前述の現状を踏まえて、議論のポイントとして次の4点を掲げた。

○1点目は、介護予防に関する取組は、第7期かわさきいき長寿プランやかわさき健康づくり21等の各計画に基づき事業推進しているところであるが、第8期かわさきいき長寿プラン策定に向け、目標設定等を含め介護予防関連事業のあり方等について議論をしていただきたいとした。

○2点目としては、生活習慣病予防・介護予防に向けては、栄養、身体活動、社会参加のバランスの良い取組の必要性とともに、社会参加の重要性が高まっている。こうした中で、本市では、新たな取組として、高齢者に限らず、地域の互助を支える仕組みづくりを行っているが、予防施策における社会参加の実現に向けて、どのような視点に留意する必要があると考えられるか議論をしていただきたいとした。

○3点目としては、増加する生活支援のニーズに対応するため、上記の取組と併せて、多様な主体の活躍による社会資源の充実に取り組む必要がある。多様化する生活支援ニーズに対応した施策を推進するために、どのような視点に留意する必要があると考えられるか議論をしていただきたいとした。

○4点目としては、現在、国では「糖尿病性腎症重症化予防に対する取組」や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向けた検討が進められている。今後、本市において施策を推進していくために、エビデンスを重視した施策展開が求められていると考えられるがどのような視点に留意する必要があると考えられるか議論をしていただきたいとした。

(主な委員意見)

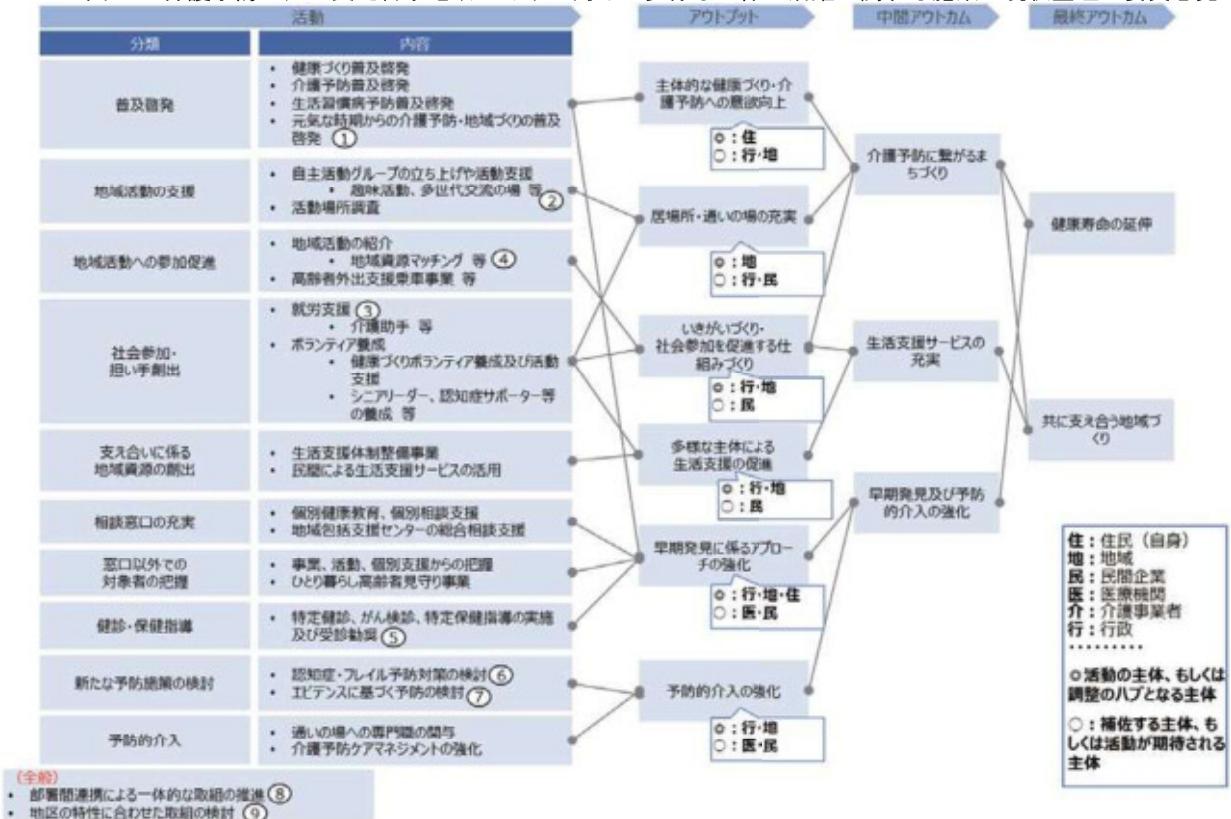
○第2回検討会議において、議論のポイントを示し、委員から意見を頂いた。主な委員意見を表7に示した。

表7 「介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍」に関する委員意見

- ① 予防・支え合いの概念の浸透のためには、元気な時期における普及啓発が重要ではないか。
- ・ 40代からの介護予防の取組をどう進めるかが重要だと考えている。我が事として捉えてもらうためには、担い手として参加してもらうことを主眼におくのではなく、将来を見据えた介護予防として伝えていく必要があるのでないか。
 - ・ 認知症は予防に加えて共生が重要だが、いきなり認知症から入ると我が事になりにくい。しかし、交流範囲の中でMCIの人が出ると我が事化し、支え合いに発展する。元気なうちから共生を実感していくような環境・活動づくりが重要ではないか。
- ② 多世代交流は精神的健康度の向上や共生社会実現に寄与する取り組みであるので、参加者が主体的に参加できるような仕掛けを行政が作ることが重要ではないか。
- ・ 共生社会実現に向けて、我が事（＝子供叱るな来た道だもの、年寄り笑うな行く道だもの）意識を育む上で、多世代アプローチは有効である。また、多世代型プログラムは、取組が長続きするとともに地域への発信力が強く、行政職員にとっても安心して支援しやすいものだと考える。
 - ・ 精神健康度は世代間交流の有無により差があり、拠点ができれば世代間交流は拍車がかかるのではないか。
 - ・ 多世代交流等の場を継続するためには、参加者にとって楽しく、自分にメリットがあることが必要である。それが結果的に地域コミュニティのためになっているという形が望ましい。そこの仕掛けこそ専門職・行政等が関与して作っていくことが重要ではないか。
- ③ 社会参加は今後より一層重要になると考えられ、高齢者の状態やニーズに応じた多様な方法を考える必要がある。機能的健康度が高い人には、「介護助手」等の就労の取組が今後推進されるのではないか。
- ・ 就労を含めた社会参加は今後より重要になると考える。高齢者が望む直接感謝される働き方として、「介護助手」等の取組が推進されていくのではないか。
 - ・ 介護予防の取組の継続にあたっては、予防のために何かをする（脳トレ等）ことを目的とするのではなく、「世の中の役に立つ」といった社会的な意義と結びついていることが重要ではないか。
 - ・ 地域の食事会を行い、管理栄養士が考案したメニューを提供し、歯科衛生士による講話をしている。参加者は集い、会話をし、そこから買い物等の支え合いに発展している。取組の中で、集うことが介護予防・生活支援につながることを実感している。
 - ・ 高齢者は機能的健康度のレベルに応じて、可能な社会参加のあり方を考えることが重要ではないか。（例えば機能的健康度が高い順に就労→ボランティア活動→趣味・稽古→友人・近所つきあい→通所サービス等）。
- ④ 介護予防のリテラシーが高まりつつある中、多様化するニーズと地域資源のマッチングを図ることが重要であり、ITの活用も有効な手段ではないか。
- ・ 今後は地域資源を見る化し、マッチングを仕組み化することも重要ではないか。
 - ・ 「介護予防について何か取り組んでいる」人が9割に達しており、リテラシーは高まりつつある。これまでには健康に関するリテラシーの低い人たちへのアプローチに注目が集まってきたが、リテラシーが高いが次の一手が出てこないというような人への方策を考えることも必要である。その際のアプローチとして、マッチングの機能が重要になってくるのではないか。
 - ・ 多様なニーズに対応した、多様な資源のマッチングができるとよい。しかし、地域資源が多すぎて地域包括支援センターが把握しきれていない場合があるため、ITを活用して資源情報を見える化することが有効と考える。また、都市部の人は一つの場に参加したが合わないとなった場合に別の新たな場を求める傾向にあるため、一層ITを活用した仕組みが求められているのではないか。

- ⑤ 特定健診の受診率について、適切な施策につなげるには一定規模以上の受診率が必要であり、受診率の向上に向けた方策を検討する必要があるのではないか。
- ・ 都市部は特定健診受診率が低い。住民の健康状態を把握し、適切な施策につなげるためには、高齢者の半数以上が受診している必要がある。他の自治体にも共通する課題であるが、どのように受診率を向上させるか考えていく必要があるのではないか。
- ⑥ 認知症予防・フレイル予防は、国の動向もあり今後一層推進していく必要があると思われる。両者のコンテンツは共通しているため、相対的に施策を見せた方が、市民は理解しやすいのではないか。
- ・ 認知症予防の取組が少ないと感じた。エビデンスが少なく取り組みづらい面があると思われるが、国として認知症予防を推進しようとしているため、一層の取組に期待したい。また同様にフレイル対策も取り組んでいただきたい。生活習慣病重症化予防について、国に先駆けて検討を行っている点は素晴らしい。認知症予防とフレイル予防のコンテンツは共通している部分が多い。どちらも栄養・運動・社会参加が必要な要素となる。
 - ・ 参加の3本柱が重要である。総合的に施策を見せた方が、住民の方には理解をしてもらえるのではないか。
- ⑦ 「保健事業と介護予防の一体的な実施」の議論の中でエビデンスに基づく介護予防が推進され始めているため、研究者等と連携し更なるエビデンスの構築に取り組むことを期待したい。
- ・ 健康な人に長く健康でいてもらうことの一方で、ハイリスク者の発見も重要である。保健事業と介護予防の一體的な実施の議論の中で、通いの場への専門職（歯科衛生士等）の関与、エビデンスを重視した施策展開（KDBの分析によるハイリスク者の抽出等）が推進されている。KDBではリーチできない情報もあるため、研究者を含めた地域資源が豊富な川崎市には、更なるエビデンスの構築に取り組んでいただきたい。
- ⑧ 介護予防や、多世代交流等の地域づくりのテーマは、様々な部局で横断的に推進する必要がある。その際に、比較的財源・マンパワーが残されている介護予防の部署が主体となり、他の部署を巻き込んでいくことが重要ではないか。
- ・ マッチングのコーディネートが重要との指摘があったが、国レベルで所管が異なることで施策の領域が限定されてしまっていることが多い。そこがうまくつながると多世代交流の実現につながってくるのではないか。
 - ・ 閉じ籠らないまちづくりは、特定の部局だけでは推進できない。様々な部局で横断的に進める必要があるが、進める上では、誰がどこまで支援するのか等の調整が課題になってくるのではないか。
 - ・ どの部署が主体となって推進するかが重要である。現在、介護予防の部署がミッションも多く、比較的財源・マンパワーが残されている領域であるため、地域づくりを進める上では、介護予防の部署から他の部署を巻き込んでいくことが重要ではないか。
- ⑨ 地区の特性に合わせた取組を検討する必要があるのではないか。
- ・ 単身高齢者が多い川崎区は、その状況に応じた施策が必要ではないか。市全体としてターゲットを捉えるのではなく、もう少し小さな単位で考えた方がいいのではないか。

図12 介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍に関する施策の現状整理と委員意見



※図中の丸囲みの数字は、上記の委員意見の項目に対応している。

(3) 介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍に関する取組の課題と方向性

○本市における今後の介護予防と共に支え合う地域づくりに向けた多様な主体の活躍に関する取組の課題と方向性については、検討会議での議論を踏まえ、アウトプット項目から抽出・分類を行い、(ア) 主体的な健康づくり・介護予防活動の促進、(イ) 多様な居場所の充実、(ウ) 社会参加の促進、(エ) 早期発見及び予防的介入の強化、(オ) 重度化予防に資するサービス等の充実等に分けられると考えた。

○まず、(ア) 主体的な健康づくり・介護予防活動の促進としては、予防・支え合いの概念の一層の浸透のために、元気な時期における普及啓発が重要であると考えられる。

○次に、(イ) 多様な居場所の充実としては、交流の場として特に多世代交流は精神的健康度の向上や共生社会実現に寄与する取組であると考えられる。参加者が主体的に参加できるような仕掛けを考えていく必要がある。

- （ウ）社会参加の促進としては、今後より一層重要になると考えられ、高齢者の状態やニーズに応じた多様なあり方を考える必要がある。その際に、機能的健康度が高い人には、就労の取組が今後推進され、担い手の養成にもつながると考えられる。また、介護予防のリテラシーが高まりつつある中、多様化する社会参加へのニーズと地域資源のマッチングを図ることが重要であると考えられる。その際は、中長期的には、ITの活用も有効な手段であると考えられる。
 - （エ）早期発見及び予防的介入の強化としては、特定健診の受診を適切な施策につなげるには一定規模の受診率が必要であり、受診率の向上に向けた方策を検討する必要がある。
 - （オ）重度化予防に資するサービス等の充実としては、まず、認知症予防・フレイル予防については、国の動向もあり今後一層推進していく必要があると思われるが、予防のコンテンツとして共通していることも多いため、相対的に施策を広報することで市民の理解を促進していくことが重要と考えられる。また、「保健事業と介護予防の一体的な実施」の議論の中でエビデンスに基づく介護予防が推進され始めており、研究者等と連携し更なる予防のエビデンス構築に取り組むことも考えられる。
- 全体を通じては、介護予防や多世代交流等の地域づくりのテーマは、様々な部局で横断的に推進する必要がある。また、施策の推進にあたっては、市域全体で地域特性が異なることから、地区の特性に合わせた取組を検討する必要がある。